

特別養護老人ホームたかね荘こやうら配食サービス業務委託仕様書

この仕様書は、社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部広島県済生会が運営する特別養護老人ホームたかね荘こやうら（以下「施設」と言う。）における配食サービスを、受託者に適切に業務できるよう、その業務の内容について定めるものである。

- 1 件 名 特別養護老人ホームたかね荘こやうら配食サービス業務委託
- 2 契約期間 令和7年5月1日から令和10年4月30日まで
- 3 対 象 特別養護老人ホームたかね荘こやうら入所者 29名
特別養護老人ホームたかね荘こやうらショートステイ利用者 10名
- 4 食事の種類 及び 食事内容
【食事の種類】
常 食：軟菜食がない場合は嚥下調整食4に準ずる
軟 菜 食：嚥下調整食4 または 凍結含侵法利用している
ソフト食：嚥下調整食3に準ずる
ミキサー食：嚥下調整食2-2に準ずる
*禁止食・アレルギー：代替対応ができること
【食事内容】
朝 食：主菜・副菜・汁物
昼 食：主菜・副菜2品
夕 食：主菜・副菜2品
おやつ：提供の有無は問わない。
(おやつ提供が出来ない場合は、入札額に59,280円加えること。)
- 5 行事食 月1回以上（季節行事を含む）
- 6 配送場所 安芸郡坂町小屋浦1丁目8番30号
特別養護老人ホームたかね荘こやうら
- 7 配送時間 8時30分から15時00分の間
ただし、交通渋滞等によりやむを得ない事由が発生した場合は、この限りではない。なお、大幅に配達が遅延する場合には、あらかじめ施設に連絡を行うこと。
- 8 梱包・包装 ユニット単位ごと、または施設でユニット単位に分けることができること。

9 食数変更 発注後、増減ができること。

10 給食管理システム

献立管理

個人管理：個人情報・食事箋が登録でき、食数管理、発注、食札発行に連動できること。

食数管理：食事箋変更で食数管理ができること。

食札発行

発注管理：献立入力と食数管理が連動し発注書が作成できること。

在庫管理：発注と連動すること。

帳票類発行：献立表（1日・週間）、作業指示書、検収簿、検食簿、給食日誌、月報給与栄養量、月報食品給与量、食数一覧、荷重平均表、食品構成表等保健所対応が可能であること。

11 献立検討会

毎月1回献立検討会を開催し、施設側からの要望事項を献立に反映すること。

12 支払条件

食材料費及び経費の支払いは、月払いとし施設は該当月の金額を受託者の請求により翌月または翌々月に受託者の指定する銀行口座へ振り込みにより支払うものとする。

13 本社・支店・工場 広島県内または緊急対応が可能な場所にあること。

14 衛生管理

受託者は、食品及び配食に関する法令等や、保健所等の監督官庁の指導等を遵守し衛生規則を定め、集団給食としての衛生管理を徹底し、食中毒の防止に万全を期すこと。また、年に一度保健所による衛生管理の点検を実施し監視表等を施設へ提出すること。

15 苦情処理

受託者は、利用者からの苦情等には誠実に対応するとともに、顛末を速やかに施設へ報告するものとする。また、施設は利用者からの要望及び苦情に基づき業務の改善等を要請することができることとする。

16 事故処理及び損害賠償

受託者は、本事業の実施に際して、交通事故、誤配、食中毒、その他の事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに、速やかに施設へ報告し、施設の指示に従うこと。

なお、施設及び利用者に対するサービスの提供において、受託者の責めに帰する損害が発生した場合には、受託者は施設及び利用者に対して速やかに賠償すること。

17 緊急時の対応

受託者は、食中毒や火災等、不測の事態により配食ができなくなった場合に備えて他の食品等業者と代行保証の契約を結ぶなどして、対応できる体制を整えること。

18 定めがない事項

その他、仕様書に定めがない事項については 施設と受託者が協議して定めるものとする。

19 応募資格

入札公告の参加資格要件を満たし、本仕様書の内容を誠実かつ忠実に遂行できる場合に限り応募できるものとする。

20 本件に対する問い合わせ

本仕様書に関する質疑については、令和7年3月21日(金)17時00分までとし、電子メールで受け付けるものとする。(厳守)

特別養護老人ホームたかね荘こやうら 事務室 (坂本、田中)

〒731-4331 広島県安芸郡坂町小屋浦1丁目8番30号

メールアドレス tokuyou-t.koyaura@saiseikai.com

*質問送付時は件名に【配食サービス質問】と付した上で社名・担当者名を記入すること 本文の様式は問わない